

ホテルリーデント伊東

施設概要(約款)

名称 ホテルリーデント伊東 / HOTEL REDENT ITO

所在地 〒414-0003

静岡県伊東市中央町13-39

電話番号 0557-36-1105

FAX番号 0557-36-1106

CHECKI-IN 15:00 CHECKI-OUT 10:00

施設概要

4F 客室 401-410

3F 客室 301-313

酒類自動販売機

2F 客室 201-213

ジュース類自動販売機

1F フロント内線 9

屋内喫煙所 兼 コインランドリー室

WiFi ID / redent-ito-a/g パスワード/ r_ito1105

レストランはありません。

適用範囲

第1条

- 1.当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条

- 1.当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。
 - 【1】 宿泊者名
 - 【2】 宿泊日及び到着予定時刻
 - 【3】 宿泊料金(原則として別表1の宿泊料金による)
 - 【4】 その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

- 1.宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊機関の基本宿泊料として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3.申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に変換します。
- 4.第2項の申込金を同行の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金を要しない事とする特約

第4条

- 1.前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない事とする特約に応じる事があります。
- 2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条

- 1.当ホテルは次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じない事があります。
 - 【1】 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - 【2】 満室により客室の余裕がないとき。
 - 【3】 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、反社会勢力であると認められるとき。
 - 【4】 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - 【5】 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 【6】 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 【7】 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 【8】 静岡県旅館業法の規定する場合に該当するとき。

宿泊客の契約解除権

第6条

- 1.宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除する事が出来ます。
- 2.当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は(第3条)(第2項規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。
- 3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の20時(予め到着時刻が明示されている場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

当ホテルの契約解除権

第7条

- 1.当ホテルは次にあげる場合において、宿泊契約を解除する事があります。
 - 【1】 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - 【2】 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - 【3】 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 【4】 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ない時。
 - 【5】 静岡県旅館業法に規定する場合に該当するとき。
 - 【6】 所定の場所以外での喫煙、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わない時。
 - 【7】 施設を利用しようとする者が、暴力団、暴力団関係企業、社会運動や政治活動を標榜する団体及び組織に属する者、またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - 【8】 施設を利用しようとする者が、当ホテルの施設若しくは当ホテル従業員等に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲をこえる負担を要求した時、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - 【9】 施設を利用しようとする者が泥酔等により、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- 2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス当の料金は頂きません。

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項の登録をして頂きます。
 - 【1】 宿泊客の氏名、生年月日、性別、電話番号、住所及び職業
 - 【2】 外国人に当たっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 【3】 出発日及び出発予定時刻
 - 【4】 その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、予め前項の登録にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用出来る時間は、15時から翌日10時までとします、ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用する事が出来ます。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同行に定める時間外の客室の使用はお受けしておりません。

利用規則の遵守

第10条

1. 宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

料金の支払い

第11条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテル認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行って頂きます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第12条

1. 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではない時は、この限りではありません。

契約した客室の提供が出来ない時の取り扱い

第13条

1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了承を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2.当ホテルは前項の規定に関わらず、他の宿泊施設の斡旋が出来ない時は、違約金相当額の補償金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できない事について、当ホテルの責めに帰すべき事由が無い時は補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第14条

- 1.宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金ならびに貴重品について、当ホテルの故意又は過失による滅失、棄損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。
ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、賠償いたしかねます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第15条

- 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承をした時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。
ただし、所有者の指示が無い場合又は所有者が判明しない時は、遺失物法に基づき処理します。
- 3.前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

駐車場の責任

第16条

- 1.宿泊客が当ホテルと提携の駐車場をご利用する場合、当ホテルは車両の管理責任まで追うものではありません。
駐車場の管理は、その駐車場の管理会社が責務を負うものとし、当ホテルは一切の賠償等に応じません。

宿泊客の責任

第17条

- 1.宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償して頂きます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	宿泊料金(室料)
	追加料金	駐車場利用料及びその他の料金
	税金	イ消費税 ロ消費税額の算出は1円単位とし円未満切り捨て

別表第2

違約金(第6条第2項参照)

一般客室

一般客室	不泊	当日	前日
違約金率	100%	80%	20%

団体/15名様以上

団体15名～99名まで	不泊	当日	前日	9日前	-
違約金率	100%	80%	20%	10%	-

別表第2に関する補足

1. %は宿泊料金に対する規約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく一日分(初日)の違約金を収受します。
3. 特定日に関しましては、別途のお取消料が発生する事もございます。

利用規約

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただく為、宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

この利用規則をお守りいただけない時は、宿泊約款第7条により宿泊又はホテル内施設のご利用をお断り申し上げます、かつ当ホテル被った損害も負担を頂く事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。また、この利用規則をお守りいただけなかった事により生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますのでご留意頂けますようお願い申し上げます。

1. 館内ご利用について

- 【1】 万が一に備え、客室入口ドア掲示の客室よりの避難経路図及び各界の非常口をご確認下さい
- 【2】 ご在室中や特にご外出の際には、必ず施錠をご確認下さい。
- 【3】 ドアをロックされた時は、ご注意くださいながらドアをご開扉ください。
また不審者の来訪に際しては、不用意に開扉をなさらず、フロントにご連絡下さい。
- 【4】 指定の場所以外での喫煙はご遠慮願います。
- 【5】 客室内では暖房用、炊事用などの熱を発生する器具等火災の原因となりやすいものをご使用なさらさないでください
- 【6】 その他火災の原因となる行為をなさらさないでください。
- 【7】 客室を営業行為あるいは集會行為(展示会、パーティーその他)等ご宿泊以外の目的にご使用なさらさないでください。
- 【8】 館内外の什器・備品を移動、または客室内に造作を施し、あるいは改造する当現状を著しく変更なさらさないで下さい。
- 【9】 ホテルの外観を損なうようなものを窓側に置かないでください。
- 【10】 客室内でのご訪問客とのご面会にご遠慮願います。
また宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- 【11】 ホテル外からの飲食物のご注文はなさらさないでください。
- 【12】 未成年者のみの宿泊は保護者の許可のない限りお断り申し上げます。
- 【13】 夜勤者は、24:00～6:00まで休憩時間になります。御用の際は、フロント呼び鈴を鳴らしてください。

2. お支払等について

- 【1】 ご宿泊代金はご到着時に申し受ける事となりますので、予めご了承ください。
- 【2】 ご宿泊代金以外のお会計はご出発の際にフロントにてお願い致します。
尚、ご滞在中でも当ホテルより会計をお願いする場合がありますので、その場合には、その都度お支払ください。
- 【3】 お買い物代、切符代、タクシー代、荷物送料等の御立替は行っておりませんのでご了承ください。
- 【4】 客室内のお電話は内線専用となっております。
- 【5】 宿泊料金には、法定の税金を加算させて頂いておりますので、お心づけ等をご辞退申し上げます。

3. 貴重品、お預かり品について

- 【1】 ご滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管については、フロントに預けください。
所定の用紙に記載しチェックアウトの際に、その控えと引き換えに預け品をお受け取り願います。
万一、引換証を紛失された場合には、速やかにフロントまでご連絡願います。
- 【2】 ホテル内での遺失物の処理は一定期間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。
- 【3】 フロントでのお預かり物は、お預かり日の12:00より30日を経過する日の12:00までにお受け取りの連絡がないものはお引取りの意思が無いものとして処理させていただきます。

4. ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、 又は行為はご遠慮ください

- 【1】 盲導犬、介護犬を除く動物、鳥等のペット(客室内)
- 【2】 火薬、揮発油、その他発火、又は引火性の物
- 【3】 悪臭を発する物
- 【4】 著しく大きな音を出す
- 【5】 法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚せい剤の類
- 【6】 賭博や風紀を乱すような行為、またはほかのお客様の迷惑になるような言動
- 【7】 浴衣、スリッパ等で客室外に出る事
- 【8】 ホテルの許可なくホテル内での写真撮影をする事及びホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事
- 【9】 緊急事態、あるいはやむを得ない事情を除き、屋上、機械室などお客様用以外の施設に立ち入る事

5. 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染又は 紛失させた場合には、実費相当額を弁償して頂きます。